

第 2 2 回平塚市景観審議会

- 1 日 時 令和 3 年 1 2 月 2 4 日 (金)
午後 3 時 1 5 分～午後 5 時 1 5 分
- 2 場 所 平塚市役所本館 5 階 5 1 9 会議室
- 3 出席委員 4 名
野原 卓、服部 勉、小沢 朝江、赤木 重文
- 4 欠席委員 1 名
阿部 貴弘
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 田代 卓也
まちづくり政策課
課長 渡邊 浩
課長代理兼都市景観担当長 川嶋 隆史
主管 角田 巧
主査 河村 裕介
主査 星野 誠
- 5 会議の成立 平塚市景観規則第 4 5 条第 2 項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 6 傍聴者 0 名
- 7 あいさつ
- 8 議事
(1) 審議事項 議案第 1 1 号 平塚市屋外広告物条例施行規則別表第 3 の一部改正について (公開)

- (2) 報告事項 平塚市屋外広告物条例 歴史軸特定区域 基準の見直しについて
(非公開)
- (3) 報告事項 平塚市屋外広告物条例 展望禁止地域 適用範囲の見直しについて
(非公開)

[審議会開会 午後3時15分]

(会長)

これより第22回平塚市景観審議会を開会します。先ほど事務局から、定足数に達しているとの連絡がありましたので、報告します。

本日の会議は、平塚市情報公開条例及び平塚市景観規則に基づき原則公開での審議になりますが、事務局から議題の「(2) 報告事項 平塚市屋外広告物条例 歴史軸特定区域基準の見直しについて」と「(3) 報告事項 平塚市屋外広告物条例 展望禁止地域適用範囲の見直しについて」は、非公開としたい旨の連絡がありました。

会議の公開については、平塚市情報公開条例第31条及び平塚市景観規則第47条の規定により、審議会の議決により会議を公開しないことができるとなっておりますので、事務局から非公開とする理由の説明を受けた後に採決をします。

それでは事務局から(2) 報告事項及び(3) 報告事項の非公開理由について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは(2) 報告事項と(3) 報告事項について、非公開としたいと考える理由を説明します。

(2) (3) の報告事項は、いずれも検討中の段階であり、未確定な内容ではありますが、一度この段階で景観審議会の御意見をいただきたいと思い、本日報告するものです。市民の皆様に対しましては、来年度に改めてパブリックコメントや説明会などを開催しまして、見直し案の周知や意見聴取の方を行うことを検討しております。

つきましては、本日まだ内容の確定していない未成熟な段階で情報を公開することは、不正確の理解や誤解を招く恐れがありますことから、(2) (3) の議題につきましては、非公開にさせていただきたいと考えております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

ただいまの事務局から説明について、質問や意見はありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決をします。非公開とすることについて、賛成する委員の皆様は挙

手をお願いします。

賛成多数により「（２）報告事項 平塚市屋外広告物条例 歴史軸特定区域基準の見直しについて」及び「（３）報告事項 平塚市屋外広告物条例 展望禁止地域適用範囲の見直しについて」の議案については、非公開とします。

続きまして、本日の審議会の議事録署名人を私と小沢委員としたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事を進めてまいります。「審議事項 議案第11号 平塚市屋外広告物条例施行規則別表第3の一部改正について」を議題とします。この議題は審議事項のため、後程、採決を取りますのでよろしくをお願いします。では、説明をお願いします。

（事務局）

それでは「議案第11号 平塚市屋外広告物条例施行規則別表第3の一部改正について」、説明します。

こちらの議案は、路線バス等の車体利用広告物の許可基準の一部改正になります。資料については、右上に1-2と書かれたものをご覧ください。

まず、議案の詳細な説明に入ります前に、審議会で屋外広告を取り上げるのは、久しぶりのこととなりますので、制度の概要を簡単に紹介します。

平塚市では、広告物の規制について、平成25年6月までは県の条例を運用していましたが、平成25年7月に市独自の条例を施行しています。条例では市内全域を規制区域とし、市域を、広告物の掲出を原則として禁ずる「禁止地域」と許可を受けて広告物を掲出できる許可地域に区分し規制を行っています。

まず禁止地域ですが、文化財や保安林、それから風致地区や農振農用地など現在14種類の地域を定めています。

次に許可地域については、都市計画の用途地域などをもとに区分しました5種類の地域と景観重点区域をもとにした3つの特定区域を指定しています。特定区域については、都市のシンボル軸、海へのシンボル軸、歴史軸特定区域の3ヶ所を指定しています。

次に広告物の位置や大きさなどについては、各地域の特性に合わせた許可基準を定めています。こちらは第1種地域の基準であり、例えば壁面利用広告物については、面積は5平方メートル以下などの基準を定めています。

また、今回見直しを行う電車や路線バスなどの車体利用広告物についても、こちらにありますとおり許可の基準を定めています。

次に今回の議案である車体利用広告物の基準の改正については、審議会への諮問事項に該当することから、本日本審議会に諮問をするものです。

次に改正内容の具体的な説明の前に、車体利用広告物の取り扱い全般について、3点ほど先に説明をします。まず「自己の名称等に関する広告物の取り扱い」ですが、自己の名称や営業内容などを表示する広告物は、規制の対象から除外をしています。例えば、路線バスの場合、バスの行き先表示等は許可手続き不要で表示が可能となっています。2点目の「電車広告の取り扱い」ですが、通過する各自治体で許可が必要となります。例えば、藤沢、茅ヶ崎、平塚市を通過する場合には、それぞれの許可が必要となります。なお、本市の場合、JR東海道線と東海道新幹線が対象となりますが、市の条例施行後これまで電車広告の申請はありませんでした。3点目の「自動車広告の取り扱い」ですが、使用の本拠地の自治体で許可を得たものについては、規制の対象からは除外をしています。例えば、本拠地が茅ヶ崎市の場合、茅ヶ崎市の許可を受ければ、平塚市での走行に当たり許可手続きは不要としています。

次に今回の基準改正の背景ですが、近年、電車・路線バスの広告物の多様化が進行し、現行基準では対応が困難な事案が発生をしています。そうした状況を受け、神奈川県が発議により県と条例制定市による「基準に関する研究会」が開催され、平成29年度から平成30年度にかけて見直しの検討を行ってまいりました。その後、現状では本市近隣のほとんどの自治体で、研究会での検討結果を受けた基準に改正がされている状況にあります。

次に現行の基準の概要について、簡単に説明をします。現行の基準は、表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるか超えないかで、取り扱いを大きく2つに区分をしています。「4.2平方メートル」で区分している理由ですが、路線バスの枠付け広告などで、車体の後面と両側面に最大に表示可能な面積を4.2平方メートルに設定していることによります。

次に電車・路線バスで、合計4.2平方メートルを超える場合の基準ですが、こちらはいわゆるラッピング広告を想定した基準です。電車については、面積の合計は外面の10分の1以内で屋根及び平面の表示を禁止しております。路線バスについては、前面以外の外面としております。

次に先ほどのもの以外の基準については、車体の後面、側面、それぞれについて大きさの基準を定めています。また、車体前面への表示は不可としています。

次に現行基準の課題です。まず、電車広告の課題ですが、車体の前面に写真のようなヘッドマーク広告を表示したい場合に、現行の基準では、合計が4.2平方メ

ートルを超えない場合には前面への表示はできないことになっていきますので、ヘッドマーク単独での表示が実質できないこととなります。表示する場合には、合計が4.2平方メートルを超えるように他にも広告物を表示する必要があるという、少し矛盾した基準となっています。

次に路線バスの課題ですが、例えばバスの後面だけにラッピング広告を表示しようとしても、現行の基準では合計が4.2平方メートルを超えない場合には、「縦0.6メートル、横1メートル以下」にする必要があるため、写真のようなサイズのラッピング広告を表示することができません。今回見直しの検討に当たり市内の広告事業者にヒアリングをしたところ、後面だけのラッピング広告についても、「クライアントへの提案の幅が広がるため、基準の見直しを希望する」との意見をいただいております。

次に隣接する自治体の動向ですが、平塚市が隣接する市町では、現在、秦野市以外は全て基準が改正されています。電車や路線バスは地域を越えて移動することから、できる限り隣接する自治体とも基準を統一すべきと考えており、本市でも見直しを行っていきたいと考えています。

次に改正の要旨ですが、電車のヘッドマーク広告や路線バスでの部分ラッピング広告について、法の目的である「良好な景観の形成」や「公衆に対する危害の防止」の妨げになるものでないことや、隣接の自治体の動向等を踏まえまして、許可をする方向で基準を改正したいと考えています。具体的には、現行の合計4.2平方メートルの区分から、「電車」「路線バス」「電車・路線バス以外の自動車等」の3区分に変更することや、ラッピング以外の電車広告での前面表示も許可対象に追加する見直しを行いたいと考えています。なお、改正内容の詳細については、資料1-1の3ページにも掲載していますので、あわせて参照ください。

今回、電車については車体前面への広告を認める改正を行いたいと思いますが、路線バスでは引き続き前面への表示を認めない理由については、バス利用者の方が会社名や行き先などを容易に判別できるようにするためです。

最後に今後のスケジュールですが、本日の審議会で改正案の了承をいただけた場合は、来年度、令和4年4月1日付の改正を現時点では予定をしています。それでは以上で議案第11号の説明を終わりにします。

(会長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

(委員)

バスについては本拠地で許可をとれば大丈夫ということですが、本拠地の定義について、例えば、本社の所在地か、それぞれの事業所なのかなど、教えていただきたい。

2点目は、県の研究会に参加されていたということですが、そこでの内容は先ほど説明されたものだけでしょうか。

(事務局)

本拠地については、車検証に「自動車使用の本拠地」が記載されていますので、そちらを基に判断をしています。

県の研究会ですが、基本的にはその研究会での議論をもとに今回の見直しを行っており、その内容は先行して改正を行っている神奈川県と茅ヶ崎市のものと同様内容となっています。

(会長)

研究会の開催経緯や議論の内容について、もう少し具体的に教えていただきたい。

(事務局)

従来の基準では対応できない車両広告が増えていることなどから、参加自治体から事例を持ち寄り、その課題解決に向けた検討を行うために開催されたものです。研究会では、路線バスの後部のみラッピングや電車のヘッドマークのみの掲等について議論がされたようです。

ただし、実際の基準見直しについては、各自治体の判断もありますことから、発議者である神奈川県が先行して見直しを行ったという状況です。

(会長)

わかりました。ありがとうございます。では、他にもいかがでしょうか。

(委員)

現在の基準では、電車のヘッドマークを表示する場合、4.2平方メートルを超えるよう他にも広告を表示する必要があるという状況を見直したいということであ

れば、今後は、ヘッドマーク単体の広告を許可するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

絵柄や色など、デザインについての規制は行っていないのでしょうか。

(事務局)

広告デザインへの規制については、神奈川県で定めている「電車、路線バスの車体利用広告物自主審査実施要項」と「電車、路線バスの車体利用広告物ガイドライン」を本市でも準用し、その中で交通事業者にデザインについての自主審査を行っていただいています。

要綱では学識経験者などのデザインの専門家も構成員とする自主審査委員会の設置が義務づけられており、その委員会で審査が行われまして、本市への許可申請の際にその審査結果が報告されるという手続きになっています。

ガイドラインの内容を簡単に紹介しますと、例えば「景観との調和」という項目では「路線のあらゆる景観と調和したデザインとする」や「彩度10以上の高彩度色は広告面の「地」には使用しない」などが定められています。他にも「交通安全性」や「青少年保護」の項目もあり、例えば「暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの」や「ギャンブルを肯定等するもの」は表示しないように定めています。こうしたガイドラインに基づき、交通事業者が自主審査を行っているところです。

(委員)

自主審査に関する手続きは、県で行っているのですか。

(事務局)

県が定める「ガイドライン」を準用しておりますが、交通事業者からの報告等は、全て直接本市にいただいています。

(会長)

これまでの実績はありますか。また、具体的にそのガイドラインを利用して、協

議した、確認したというようなケースもありますか。

(事務局)

ラッピング広告自体は、年間数件の申請実績があり、新規のデザインについては、その申請の中で毎回自主審査の報告をいただいております、ガイドラインに適合した内容であることを確認しています。

(委員)

最近、都内では、音楽も流す、広告付きのトラックをよく見かけますが、こうしたものも規制の対象になるのでしょうか。

(事務局)

音楽については、条例の規制対象にはしていません。トラックについては、電車・路線バス以外の自動車という扱いになりますので、現行の基準では、広告物の表示合計が4.2平方メートル以内にしていただくことになります。

ただし、規制対象はあくまで第三者広告物であるため、トラックの営業内容等を表示する自己用広告物に該当する場合は、条例の適用が除外されます。

(委員)

改正案での「ラッピング広告によるもの」と「ラッピング広告以外のもの」という区分ですが、ラッピング広告の場合でも大きさの小さなものの表示が想定されると思うが、その場合「ラッピング」か否かで区分するのは、あまり適切ではないように思いますが。

(事務局)

御指摘はごもつとも思うところではありますが、先ほどの研究会での方向に基づき、既にこの区分で神奈川県や茅ヶ崎市において基準の改正が行われているところであり、電車や路線バスというものの性格上、なるべく近隣と同じ基準に揃えた方がよいとも考えていることから、この区分で進めていきたいと考えています。

(会長)

私も同じような疑問を持ちましたが、一方で、この区分では、ラッピング以外の広告物について、その大きさをラッピングのものよりも小さく規制できるので、大

きくは問題ないものと思いました。

電車のヘッドマーク広告についてですが、縦0.6メートル以下、横1メートル以下という基準は、ヘッドマークとしては少し大きく、課題があるように思います。これについて、研究会での決定の経緯について教えてください。

(事務局)

申し訳ございませんが、研究会でヘッドマークについてどのような議論はされたのかについては、確認がとれておらず、お答えすることができません。

ただし、電車広告については、自動車広告と違って、走行する各自治体の許可が必要であることから、それぞれの基準を揃えておかなければ、いたずらに鉄道事業者の混乱を招くことになりかねませんので、今回は先行して改正した自治体の基準に合わせていく方向で考えていきたいと思えます。

指摘の点については、今後、神奈川県及び近隣市にも投げかけを行いまして、またどこかのタイミングで必要な見直しを行うことも検討してまいります。

(会長)

他に質問はよろしいでしょうか。

では、本日欠席の阿部委員の意見について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

阿部委員の意見ですが、「一部改正案については了承した。今回の一部改正により、路線バス後面のラッピング広告を認めることで、側面表示が抑制される方向に動く」といい」という意見をいただいております。

(会長)

ありがとうございます。以上で質問はよろしいでしょうか。

それではこれから採決を行います。ただ今事務局から説明ありました「議案第11号 平塚市広告物条例施行規則別表第3の一部改正について」、原案の内容に異議はございませんでしょうか。

異議なしということですので、「議案第11号、平塚市屋外広告物条例施行規則別表第3の一部改正」については、原案のとおり了承することにしたいと思います。

続いて、この審議決定に関する答申書の作成については、私会長に一任させてい

ただくということによろしいでしょうか。

了承いただきましたので、答申書の作成はここでは省略し、後日その写しを事務局から送付することにします。

ではこの審議事項については、以上とします。

【非公開議事】

(会長)

ではよろしければ、この報告事項については以上とします。

議事については以上となりますので、進行を事務局にお返します。

[審議会閉会 午後5時15分]